

誓約書

私は、中央大学短期留学プログラムへの参加を許可された場合には、事前研修の段階から担当教員の指導に従い、他の参加者と協力して規律を守り、積極的に学習し、短期留学中は留学の目的とそれに関する責任（「短期留学プログラム募集要項」記載）を了解の上で以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 留学に臨む姿勢

- 1) 現地プログラム参加中は、中央大学が派遣する学生であることを自覚し、中央大学学生としての品位と矜持をもって行動すると共に、研修先大学・滞在先(大学寮・ホームステイ先等)の規則を守り、学業に精励すること。
- 2) 現地プログラムの研修期間を満了すること。また中央大学で行われる事前研修や事後研修には必ず参加すること。
- 3) 学業成績が留学先機関の基準を下回る場合はプログラムへの参加中止の措置がとられることがあるので、これに従うこと。
- 4) 留学プログラム期間中は、本学の学生としての自覚と責任のもと、留学先国の法令・留学先機関および本学の諸規則を遵守し、留学先機関の指導教員・担当者等の指示に従い、留学先国の公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。
- 5) 留学プログラム期間中や渡航期間中に、プログラム実施国ならびに移動中の交通機関において、災害・暴動・テロ・事故・疾病・感染症・犯罪等による損害その他不利益が起こった場合、およびその対応処置について、本学に一切責任を問わないこと。
- 6) 留学プログラム期間中、自らの故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって、自己、留学先機関または第三者に対し損害等を与えた場合は、本学に一切責任を問わないこと。また、自らが留学先機関または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責を負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。
- 7) 時期的に日本人が多いことを理解して参加すること。

2. 手続き

- 1) 応募選考結果に関して異議を申し立てないこと。また、国際センターは各プログラムへの応募倍率や選考結果に関する問い合わせには一切回答できないことを事前に了承すること。
- 2) 留学先国・地域による入国制限を確認し、入国条件（ワクチン接種証明や陰性証明書の提示等の防疫措置）を満たすこと。
- 3) 留学プログラムに関連して求められる全ての提出物は、必ず期限までに提出すること。期限までに提出しない場合は、単位付与がされない場合があることを了承すること。
- 4) 留学に必要な諸手続き（各種書類の作成、必要な場合にはパスポート/ビザの取得、本学の所属学部・研究科における単位認定等の手続、科目登録、留学費用の支払い・保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
- 5) 選考があるプログラムについては、書類選考や教職員との面談等を通して、プログラムへの参加の是非が判

断される場合があることを了承すること。本学の留学プログラム参加者となった後も、留学先機関等の事情によって受入が許可されない場合もあることを了解すること。

- 6) 短期留学プログラムに参加が認められた後には、本学が正当と認める以外辞退できないので、十分理解のうえ出願すること。
- 7) 個人的な事情でプログラム日程の変更や、プログラムの変更（一時離団・途中離団など）/中止はできないことを了承すること。
- 8) 留学にかかる所定の費用（研修代金等）を定められた期日までに支払うこと。
- 9) 留学にかかる経費を定められた期日までに準備する必要があるので、事前に保護者等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。
- 10) 保護者等とは、学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本学と連携し、学生を指導、支援する立場の者であること。
- 11) 相手先の都合により支払い期日や申込み期日が変わる場合があることを理解したうえで出願すること。

3. プログラムの中止・変更

- 1) 日本政府（主に外務省）が発出する情報等（主に危険情報レベルや感染症危険情報レベル）や各国の入国制限の状況、協定校の実施形態などの最新状況を踏まえ、本学または協定校の判断で、留学プログラムの中止や帰国勧告、もしくはプログラム形態の変更を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと。
- 2) 上記に伴って発生する取消料、違約金、その他追加費用・準備費用・諸費用（プログラム費用、宿泊費用、渡航費用等）等は参加者の負担となり、研修旅行代金の返金もないことを了承すること。
- 3) プログラムの滞在形態、滞在先は現地大学や本学の都合により変更になることがあります。その際はその指示に従うこと。

4. 危機管理

- 1) 渡航での留学に際して、出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険へ必ず加入する必要があります。内容を把握したうえで、十分に活用すること。
- 2) 本学指定の海外旅行保険に加入した場合でも、留学先大学から別途現地保険に加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 3) 本学指定の海外旅行保険については、保険始期日（開始日）は日本を出発する日から（*ただし、深夜便フライト利用の際は、自宅を出発する日から）となる。
- 4) 留学プログラム期間中は、留学プログラムまたは本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。また、留学先国への入国および日本への帰国は、必ず各プログラムが指定する航空便を利用すること。
- 5) 留学先国・地域が情勢不安定な中で起こる様々なリスク（医療や大学のサポートが制限されるリスク、自由な移動が制限されるリスク等）を承知していること。
- 6) 留学先国・地域において、救援・救護が必要になった場合でも、渡航先の国における入国制限によって日本から家族や大学関係者が、速やかに又は全く入国できないことがあることを理解していること。
- 7) 留学期間中は、中央大学と留学先大学が定める各種報告事項（健康情報等を含む）がある場合は、速やかに対応すること。
- 8) ホームステイを伴うプログラムの場合は、以下のことについて理解のうえ、申し込みをすること。
 - (1) ホストファミリーの家庭環境は必ずしも同様ではなく、ホストファミリーのライフスタイルや家族構成（ご夫婦が高齢の場合、母子家庭、小さなお子様がいる家庭、同世代の異性のお子様がいる家庭、共働き

の家庭、一人暮らしの方等）、人種、食事（ホストファミリーの手作り、冷凍食品、参加者自身での自炊等）、ペットの有無、設備、留学先機関までの通学距離等は、滞在する家庭によって異なること。

(2) ホームステイ申込書等に、希望の家庭環境（子どもやペットの有無等）について記述できる場合であっても、必ずしも希望どおりになるわけではないこと。

(3) 「ゲスト（お客様）」として滞在するのではなく、滞在中はハウスルール（家庭内の規則）を尊重して行動すること。

(4) 出発前・プログラム参加中に滞在先を原則変更することはできないこと。ただし、受け入れるホストファミリーの諸事情（急用、病気等）によりホームステイ先が出発前・プログラム参加中に現地手配側により変更される場合があること。

5. 個人情報の提供

- 1) 留学プログラム運営管理目的のため、国際センターが留学先機関に個人情報を提供することに同意すること。
- 2) 留学プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために、留学先機関が取得した成績情報・生活面の個人情報が本学に提供されることに同意すること。
- 3) 危機管理等の理由で、学生本人の了承を得ずに国際センター・所属学部/研究科から保護者等に情報共有をする場合があることに同意すること。
- 4) 今回提出いただいた個人情報を利用して、本学が主催するイベント等の案内や、留学プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。
- 5) 団体航空券が用意・案内されるプログラムに出願する場合、往復の航空券の仮予約のため、本学がパスポートのコピーと記載の個人情報（氏名・生年月日・性別・パスポート番号・有効期限等）を、航空券を手配する旅行会社・航空会社に必要に応じて提供することに同意すること。
- 6) 本学指定の海外旅行保険申込時、現地到着後に届け出た学生本人および保護者等の個人情報、ならびに留学期間中の事故情報（以下、個人情報という）について、国際センター・所属学部、本学が指定する保険会社・旅行会社・航空会社・関係省庁・在外公館が、事故時の対応・学生および保護者等との連絡・留学プログラムの運営のために共有・利用することに同意すること。

6. 奨学金

留学形態が変更になった場合、または渡航型でも外務省危険情報レベル・感染症危険情報レベルによっては、政府関係機関・民間・大学等からの奨学金が支給されないケースがあること。

7. 保護者等の同意

上記を含め、募集要項の内容を確認し、保護者等と十分に話し合い、両者の理解の上に渡航を伴う留学に申請することを決定していること。

西暦 年 月 日

学生の署名 _____

西暦 年 月 日

保証人の署名 _____（続柄：_____）

以上